

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 1 号	さいたま市消防水利規程の一部を改正する訓令	令和6年3月29日
消 防 局 訓 令 第 2 号	さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令	令和6年3月29日
消 防 局 訓 令 第 3 号	さいたま市火災予防査察規程の一部を改正する訓令	令和6年3月29日
消 防 局 訓 令 第 4 号	さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令	令和6年3月29日
消 防 局 訓 令 第 5 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	令和6年3月29日

さいたま市消防局訓令第1号

さいたま市消防水利規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防水利規程（平成17年さいたま市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公設水利 水利のうち水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5号に定める水道事業者をいう。）が設置し、管理する消火栓及び消防局で所有又は管理する<u>防火水槽</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 水利施設等 消火栓及び消防用水を貯水する施設並びにこれらの水利施設に付設する採水口、タラップ及び<u>防護柵</u>等の総称をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(水利の種別)</p> <p>第5条 水利の種別は、次によるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>防火水槽</u></p> <p>ア <u>公設防火水槽</u></p> <p>イ <u>私設防火水槽</u></p> <p>(3) <u>兼用水槽</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(充水措置)</p> <p>第22条 署長は、<u>防火水槽</u>等を使用した場合は充水措置を行い、常時有効に使用できるようにしておかなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公設水利 水利のうち水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5号に定める水道事業者をいう。）が設置し、管理する消火栓及び消防局で所有又は管理する<u>防火水そう</u>をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 水利施設等 消火栓及び消防用水を貯水する施設並びにこれらの水利施設に付設する採水口、タラップ及び<u>防護さく</u>等の総称をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(水利の種別)</p> <p>第5条 水利の種別は、次によるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>防火水そう</u></p> <p>ア <u>公設防火水そう</u></p> <p>イ <u>私設防火水そう</u></p> <p>(3) <u>兼用水そう</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(充水措置)</p> <p>第22条 署長は、<u>防火水そう</u>等を使用した場合は充水措置を行い、常時有効に使用できるようにしておかなければならない。</p>

(水利等の工事完了)

第27条 総務部長は、水利等の工事が完了したときは、検査を実施し、署長に通知するものとする。
2 署長は、前項の規定による通知を受けたときは、円滑な消防活動を確保するための調査を行うものとする。

別表 (第5条関係)
水利種別

種別		内容
[略]		
防火水槽	公設 防火 水槽	消防用水を貯留することを目的として造られた消防局で所有・管理する独立型の <u>水槽</u>
	私設 防火 水槽	消防用水を貯留することを目的として造られた消防局以外で所有・管理する独立型の <u>水槽</u> 及び建物一体型の <u>水槽</u>
兼用水槽		飲料用受水槽、 <u>雨水貯留槽</u> 、 <u>蓄熱槽</u> 等を消防用水として兼用する <u>水槽</u>
[略]		

(水利等の工事完了)

第27条 総務部長は、水利等の工事が完了したときは、署長に通知するものとする。
2 署長は、前項の規定による通知を受けたときは、検査を実施し、その結果を総務部長に報告するものとする。

別表 (第5条関係)
水利種別

種別		内容
[略]		
防火水そ う	公設 防火 水そ う	消防用水を貯留することを目的として造られた消防局で所有・管理する独立型の <u>水そう</u>
	私設 防火 水そ う	消防用水を貯留することを目的として造られた消防局以外で所有・管理する独立型の <u>水そう</u> 及び建物一体型の <u>水そう</u>
兼用水そう		飲料用受水そう、 <u>雨水貯留そ う</u> 、 <u>蓄熱そう</u> 等を消防用水として兼用する <u>水そう</u>
[略]		

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第2号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程（平成19年さいたま市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前							
別表第2（第5条関係） 部隊の名称及び編成						別表第2（第5条関係） 部隊の名称及び編成							
署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置署所	署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置署所		
[略]						[略]							
北消防署隊	北第1大隊・北第2大隊	[略]				[略]	北消防署隊	北第1大隊・北第2大隊	[略]				[略]
		植竹中隊	消防隊	タンク車	[略]				植竹中隊	消防隊	タンク車	[略]	
			第1救急隊	救急車						救急隊	救急車		
第2救急隊	救急車	[略]				[略]	[略]				[略]		
[略]						[略]							
緑消防署隊	緑第1大隊・緑第2大隊	[略]				[略]	緑消防署隊	緑第1大隊・緑第2大隊	[略]				[略]
		美園中隊	第1消防隊	タンク車	[略]				美園中隊	消防隊	タンク車	[略]	
			第2消防隊	ポンプ車						[略]	[略]		
[略]						[略]							
備考 [略]						備考 [略]							

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第3号

さいたま市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

さいたま市火災予防査察規程（平成18年さいたま市消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(責務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 消防長又は署長は、査察員（第8条に規定する査察員をいう。）及び予防技術資格者（<u>消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）第1条に規定する予防技術資格者をいう。</u>）のうち消防長が認める者に対する研修の実施、自己啓発の助長等により査察技術の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(査察の区分)</p> <p>第12条 消防長は、次に掲げる査察を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>特に必要と認める査察</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第2（第38条関係） 弁明の機会の付与が必要な不利益処分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処分内容</th> <th style="text-align: center;">根拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>屋外における火災予防措置命令</u></td> <td>法第3条第1項</td> </tr> <tr> <td>(2) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処分内容	根拠条項	(1) <u>屋外における火災予防措置命令</u>	法第3条第1項	(2) [略]		(3) [略]		(4) [略]		(5) [略]		(6) [略]		(7) [略]		<p>(責務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 消防長又は署長は、<u>査察対象物の複雑及び多様化に対応するため、</u>査察員（第8条に規定する査察員をいう。）に対する研修の実施、自己啓発の助長等により査察技術の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(査察の区分)</p> <p>第12条 消防長は、次に掲げる査察を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>斉一を期するもの又は異例若しくは特に重要なものとして必要があると認められる査察</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第2（第38条関係） 弁明の機会の付与が必要な不利益処分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処分内容</th> <th style="text-align: center;">根拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処分内容	根拠条項	(1) [略]		(2) [略]		(3) [略]		(4) [略]		(5) [略]		(6) [略]	
処分内容	根拠条項																														
(1) <u>屋外における火災予防措置命令</u>	法第3条第1項																														
(2) [略]																															
(3) [略]																															
(4) [略]																															
(5) [略]																															
(6) [略]																															
(7) [略]																															
処分内容	根拠条項																														
(1) [略]																															
(2) [略]																															
(3) [略]																															
(4) [略]																															
(5) [略]																															
(6) [略]																															

(8) [略]	(7) [略]
(9) 消防用設備等の維持命令	
法第17条の4第1項	
(10) [略]	(8) [略]
(11) [略]	(9) [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第4号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>（消火活動等の服装）</p> <p>第9条 消火活動等の業務に従事する場合は、防火帽、しころ、<u>防火フード</u>、防火服、防火長靴及び編上靴を着用するものとする。ただし、機関員（さいたま市消防局車両管理規程（平成14年さいたま市消防本部訓令第6号）第2条第6号に規定する機関員をいう。）の出場には着用しないことができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 消防吏員の服装</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品名</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>シャツ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>紺色の織物又は編物とし、丸首の長袖又は半袖とする。 左胸部の上段に「Saitama」の文字を扇形に配し、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を白色で表示する。 形状は、図のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>[略]</p>	品名	区分	摘要	[略]			シャツ	[略]	紺色の織物又は編物とし、丸首の長袖又は半袖とする。 左胸部の上段に「Saitama」の文字を扇形に配し、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を白色で表示する。 形状は、図のとおりとする。	[略]			<p>（消火活動等の服装）</p> <p>第9条 消火活動等の業務に従事する場合は、防火帽、しころ、防火服、防火長靴及び編上靴を着用するものとする。ただし、機関員（さいたま市消防局車両管理規程（平成14年さいたま市消防本部訓令第6号）第2条第6号に規定する機関員をいう。）の出場には着用しないことができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 消防吏員の服装</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品名</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>シャツ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>紺色の織物とし、丸首の長袖又は半袖とする。 左胸部の上段に「Saitama」の文字を扇形に配し、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を白色で表示する。 形状は、図のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>[略]</p>	品名	区分	摘要	[略]			シャツ	[略]	紺色の織物とし、丸首の長袖又は半袖とする。 左胸部の上段に「Saitama」の文字を扇形に配し、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を白色で表示する。 形状は、図のとおりとする。	[略]		
品名	区分	摘要																							
[略]																									
シャツ	[略]	紺色の織物又は編物とし、丸首の長袖又は半袖とする。 左胸部の上段に「Saitama」の文字を扇形に配し、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を白色で表示する。 形状は、図のとおりとする。																							
[略]																									
品名	区分	摘要																							
[略]																									
シャツ	[略]	紺色の織物とし、丸首の長袖又は半袖とする。 左胸部の上段に「Saitama」の文字を扇形に配し、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を白色で表示する。 形状は、図のとおりとする。																							
[略]																									

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市消防局訓令第5号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

品目		区分	男性消防吏員		消防隊員		救急隊員		救助隊員	
		1回に 申請で きる最 大数量	数量1 当たり の点数	1回に 申請で きる最 大数量	数量1 当たり の点数	1回に 申請で きる最 大数量	数量1 当たり の点数	1回に 申請で きる最 大数量	数量1 当たり の点数	
冬帽		1	10	1	10	1	10	1	10	
夏帽		1	10	1	10	1	10	1	10	
冬服	上衣	2	40	2	40	2	40	2	40	
	ズボン	2	24	2	24	2	24	2	24	
	ネクタイ	2	4	2	4	2	4	2	4	
	バンド	2	7	2	7	2	7	2	7	
夏服	上衣(長袖)	2	18	2	18	2	18	2	18	
	上衣(半袖)	2	17	2	17	2	17	2	17	
	ズボン	2	16	2	16	2	16	2	16	
防寒衣		1	37	1	37	1	37	1	37	
白手袋		2	2	2	2	2	2	2	2	
短靴		2	15	2	15	2	15	2	15	
略帽		2	6	2	6	2	6	2	6	
活動服	上衣	2	21	2	21	2	21	2	21	
	ズボン	2	19	2	19	2	19	2	19	
	バンド	2	3	2	3	2	3	2	3	
夏活動服	上衣	2	21	2	21	2	21	2	21	
	ズボン	2	19	2	19	2	19	2	19	
雨衣		2	30	2	30	2	30	2	30	
編上靴		2	25	2	25	2	25	2	25	
防火長靴		1	24	1	24	1	24	1	24	
冬救急服	上衣					2	27			

	ズボン					2	20		
	バンド					2	5		
夏救急服	上衣（長袖）					2	26		
	上衣（半袖）					2	24		
	ズボン					2	20		
救急服襟						6	2		
救急肩章						6	2		
救助服	上衣							2	47
	ズボン							2	45
夏救助服	上衣							2	47
	ズボン							2	45
保安帽		1	12	1	12	1	12	1	12
シャツ	長袖	4	7	4	7	4	7	4	7
	半袖	4	6	4	6	4	6	4	6
防火フード		2	12	2	12	2	12	2	12
革手袋		4	5	4	5	4	5	4	5
作業用手袋		3	5	3	5	3	5	3	5
防火手袋		4	17	4	17	4	17	4	17
名札	活動服	4	2	4	2	4	2	4	2
	救急服					4	2		
	救助服							4	2
音楽隊冬・夏服用短靴		1	22	1	22	1	22	1	22

別表第2（第2条関係）

品目		区分	女性消防吏員		消防隊員		救急隊員	
			1回に申請できる 最大数量	数量1当たり の点数	1回に申請できる 最大数量	数量1当たり の点数	1回に申請できる 最大数量	数量1当たり の点数
冬帽			1	14	1	14	1	14
夏帽			1	20	1	20	1	20
冬服	上衣		2	40	2	40	2	40
	スカート		2	28	2	28	2	28
	ズボン		2	26	2	26	2	26
	ベスト		2	25	2	25	2	25
	ネクタイ		2	4	2	4	2	4
夏服	上衣（長袖）		2	18	2	18	2	18
	上衣（半袖）		2	18	2	18	2	18
	スカート		2	17	2	17	2	17
	ズボン		2	17	2	17	2	17
	バンド		2	7	2	7	2	7
防寒衣			1	37	1	37	1	37
白手袋			4	2	4	2	4	2
パンプス			2	17	2	17	2	17
短靴			2	15	2	15	2	15
略帽			2	6	2	6	2	6
活動服	上衣		2	21	2	21	2	21
	ズボン		2	19	2	19	2	19
	バンド		2	3	2	3	2	3
夏活動服	上衣		2	21	2	21	2	21
	ズボン		2	19	2	19	2	19
雨衣			2	30	2	30	2	30

編上靴		2	2 5	2	2 5	2	2 5
防火長靴		1	2 4	1	2 4	1	2 4
冬救急服	上衣					2	2 7
	ズボン					2	2 0
夏救急服	上衣 (長袖)					2	2 6
	上衣 (半袖)					2	2 4
	ズボン					2	2 0
救急服襟						6	2
救急肩章						6	2
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	長袖	4	7	4	7	4	7
	半袖	4	6	4	6	4	6
防火フード		2	1 2	2	1 2	2	1 2
革手袋		4	5	4	5	4	5
作業用手袋		3	5	3	5	3	5
防火手袋		4	1 7	4	1 7	4	1 7
名札	活動服	4	2	4	2	4	2
	救急服					4	2
音楽隊冬・夏服用短靴		1	2 2	1	2 2	1	2 2

様式第3号を次のように改める。

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年度	所属	階級	職員番号	氏名

1 給与品

品名		使用期間	現有数	今年度申請数	品名		使用期間	現有数	今年度申請数
冬帽		5年			冬救急服	上衣	3年		
夏帽		5年				ズボン	3年		
冬服		5年				バンド	3年		
冬服	上衣	5年			夏救急服	上衣(長袖)	3年		
	ズボン	5年				上衣(半袖)	3年		
	スカート	5年				ズボン	3年		
	ベスト	5年				救急服襟		1年	
	ネクタイ	3年			救急肩章		3年		
	バンド	3年			救助服	上衣	3年		
夏服	上衣(長袖)	3年				ズボン	3年		
	上衣(半袖)	3年			夏救助服	上衣	3年		
	ズボン	3年				ズボン	3年		
	スカート	3年			保安帽		5年		
防寒衣		5年			シャツ	長袖	1年		
白手袋		1年				半袖	1年		
短靴		3年			防火フード		3年		
パンプス		3年			革手袋		1年		
略帽		3年			作業用手袋		1年		
活動服	上衣	3年			防火手袋		1年		
	ズボン	3年			名札	活動服	3年		
	バンド	3年				救急服	3年		
夏活動服	上衣	3年				救助服	3年		
	ズボン	3年			音楽隊冬・夏服用短靴		5年		
雨衣		3年							
編上靴		3年							
防火長靴		5年							

2 個人貸与品

品名	貸与数	現有数
装備品		
階級章	2	
き章	1	
消防手帳	1	
消防隊員章	1	
救急救命士章	1	
上級予防技術資格者章	1	
予防技術資格者章	1	
警笛	1	

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。